

変動型最低制限価格制度試行要領

(令和4年3月17日決裁)

改正 令和6年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢市契約規則（平成15年規則第1号。以下「契約規則」という。）第15条（第21条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の設定等のうち、変動型最低制限価格制度の対象となる工事の最低制限価格の算出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 変動型最低制限価格の対象となる工事は、一般競争入札又は指名競争入札により発注する工事のうち、総合評価方式を適用しない工事とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格基準額 変動型最低制限価格の算出の基礎となる額をいい、工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領（平成18年3月24日決裁）により得た額をいう。
- (2) ランダム係数 無作為に算出される0.9990から1.0010までの数値をいう。

(最低制限価格の算出方法)

第4条 変動型最低制限価格制度の対象となる工事の最低制限価格の算出方法は、最低制限価格基準額の110分の100に相当する額（以下「税抜き基準額」という。）にランダム係数を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次のア及びイのいずれにも該当する場合は、税抜き基準額にランダム係数を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）未満で最高の価格の入札金額に100分の110を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

ア 予定価格の110分の100に相当する額以下で、税抜き基準額にランダム係数を乗じて

得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上の範囲内に有効な入札がないとき。

イ 税抜き基準額に0.9990を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上に有効な入札があるとき。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。